

一宮市告示第 435 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の規定により、指定障害児相談支援事業者として指定したので、児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 1 日

一宮市長 中野 正康

1. 指定等に係る指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社キャリカク
一宮市大江三丁目 12 番 22 号
一観ビル 1 階
2. 指定等に係る事業所の名称及び所在地
指定相談支援事業所 大成
一宮市本町一丁目 5 番 6 号
3 階 301 号室
3. 指定等の年月日
令和 8 年 10 月 1 日
4. 指定等に係る事業の種類
指定障害児相談支援
5. 事業所番号
2372100285